

阿南市障害福祉施設等物価高騰支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格や電気、ガス料金及び食材費等の物価高騰の影響を受けながらも障害福祉施設及び老人福祉施設のサービスを継続して提供する事業者に対し、事業継続への負担を軽減することを目的として、助成金を予算の範囲内で交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害福祉施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める次のアからシまでに掲げるサービスのいずれかを提供する施設又は事業所をいう。

- ア 施設入所支援
- イ 共同生活援助
- ウ 短期入所
- エ 生活介護
- オ 就労継続支援
- カ 居宅介護
- キ 重度訪問介護
- ク 相談支援
- ケ 児童発達支援
- コ 放課後等デイサービス
- サ 保育所等訪問支援
- シ 障害児相談支援

(2) 老人福祉施設 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の適用を受ける次のアからエまでのいずれかの施設をいう。

ア 養護老人ホーム

イ 軽費老人ホーム

ウ 有料老人ホーム

エ サービス付き高齢者向け住宅

（助成金の交付対象者等）

第3条 助成金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす法人とする。

(1) 阿南市内に障害福祉施設又は老人福祉施設を設置していること。

(2) 令和4年10月1日から申請日までの期間において、事業を継続して行っており、休止していないこと。

(3) 申請日の属する年度の末日までに事業所の休止又は廃止を行う予定がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、法人が設置する障害福祉施設又は老人福祉施設に対し、阿南市又は他市町村から類似の助成金等の交付を受けているときは、助成金の交付対象としない。

3 助成金の申請及び交付の手続については、原則として障害福祉施設又は老人福祉施設を運営する法人が一括して行うものとする。

（助成金の額）

第4条 助成金の交付額は、法人が提供する別表に掲げるサービス種別又は施設種別の単価に施設数又は事業所数を乗じて得た額を合計した額とする。

（助成金の交付申請期間）

第5条 助成金の交付申請期間は、令和4年11月21日から同年12月23日までとする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、市長に対し、阿南市障害福祉施設等物価高騰支援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出してその申請をしなければならない。

(1) 阿南市障害福祉施設等の内容（事業所・施設別個票）（様式第2号）

(2) 阿南市障害福祉施設等助成金交付申請額一覧兼誓約書（様式第3号）

（助成金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の可否の決定及び助成金の交付額の確定をし、阿南市障害福祉施設等物価高騰支援助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定及び交付額の確定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）は、阿南市障害福祉施設等物価高騰支援助成金交付請求書（様式第5号）に阿南市障害福祉施設等物価高騰支援助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書の写しを添付し、市長に提出して、令和5年2月28日までにその請求をしなければならない。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに、助成金を被交付決定者に交付するものとする。

（助成金の返還等）

第10条 市長は、助成金を交付した後に当該助成金の全部又は一部を返還すべき事実を発見した場合には、被交付決定者に対し、市長が別に定める日までにこれらの助成金を返還させることができる。

（書類の保管等）

第11条 助成金の交付を受けた被交付決定者は、助成金申請に係る書類等を整備し、助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保存しなければならない。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。

別表（第4条関係）

1 障害福祉施設

	サービス種別	定員	単価
入所・居住系	施設入所支援	50人未満	150,000円/施設
		50人以上100人未満	200,000円/施設
		100人以上	450,000円/施設
	共同生活援助	—	40,000円/事業所
	短期入所		
通所系	生活介護	—	80,000円/事業所
	就労継続支援（A型）		
	就労継続支援（B型）		
	児童発達支援		
	放課後等デイサービス		
訪問・相談系	居宅介護	—	40,000円/事業所
	重度訪問介護		
	保育所等訪問支援		

相談支援・障害児相談支援	
--------------	--

備考 入所・居住系の定員は、申請日時点で判断する。

2 老人福祉施設

施設種別		定員	単価
施設 ① 入所系	養護老人ホーム	50人以上100人未満	200,000円/施設
	軽費老人ホーム	50人未満	150,000円/施設
		50人以上100人未満	200,000円/施設
施設 ② 入所系	有料老人ホーム	—	40,000円/施設
	サービス付き高齢者向け住宅	—	40,000円/施設

備考 入所系施設①の定員は、申請日時点で判断する。